

令和6年度

第1回

佐久市国民健康保険運営協議会

会議資料

日時 令和6年8月27日（火） 午後1時30分～

場所 佐久市役所 大会議室

佐久市国民健康保険運営協議会

佐 久 市

佐久市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日

代表委員区分	役職	氏名	ふりがな	性別	職業又は団体等	
公益を代表する委員 (6名)	○	大工原 誠一	だいくはら せいいち	男	佐久市シニアクラブ連合会 副会長	新任
		池田 ひのき	いけだ ひのき	女	佐久市保健補導員会 副会長	新任
		池田 鐘三	いけだ しょうぞう	男	佐久市民生児童委員協議会 副会長	新任
		小林 厚	こばやし あつし	男	佐久市区長会 理事	新任
		井出 やよい	いで やよい	女	佐久浅間農業協同組合 理事	新任
		中澤 繁夫	なかざわ しげお	男	佐久商工会議所 常議員	再任
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員 (6名)		雨宮 雷太	あめみや らいた	男	医師(佐久医師会 会長)	再任
		菅原 敏明	すがわら としあき	男	医師(佐久医師会 副会長)	再任
		黒澤 一也	くろさわ かずや	男	医師(佐久医師会 総務理事)	新任
		高見澤 秀一	たかみざわ しゅういち	男	歯科医師(佐久歯科医師会 元顧問)	再任
		高見澤 一伸	たかみざわ かずのぶ	男	歯科医師(佐久歯科医師会 顧問)	再任
		今牧 健之	いままき けんじ	男	薬剤師(佐久薬剤師会 会長)	再任
被保険者を 代表する委員 (6名)		大井 吉子	おおい よしこ	女	佐久市生活改善グループ連絡協議会 会長	新任
		小林 美枝子	こばやし みえこ	女	佐久市食生活改善推進協議会 会員	再任
		依田 ますみ	よだ ますみ	女	パートナーシップ佐久 会員	新任
		井出 時子	いで ときこ	女	男女共生ネットワーク	新任
		磯村 二葉	いそむら ふたば	女	公募委員(佐久市女性活躍人材)	新任
		渡邊 喜枝	わたなべ よしえ	女	公募委員(パートナーシップ佐久 会員)	新任
被用者保険等 の保険者を 代表する委員 (2名)		丸山 晃史	まるやま こうじ	男	ミネベアミツミ健康保険組合 常務理事	新任
		古田 博信	ふるた ひろのぶ	男	全国健康保険協会長野支部 企画総務部長	再任

◎－会長 ○－会長職務代行者

(敬称略)

国民健康保険法施行令第5条により、会長は公益代表から選出

※職業又は役職等欄は、委員就任時の職業、役職等を記載

○佐久市国民健康保険運営協議会規則

平成17年4月1日規則第98号

改正

平成19年3月23日規則第13号

平成22年3月29日規則第5号

佐久市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市国民健康保険条例（平成17年佐久市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、佐久市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務の規定)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項について審議答申する。

(1) 市長から協議会に諮問の事項

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める重要事項

(会長及び職務代行者)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、協議会で定めた委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会を招集するときは、市長に通知しなければならない。

3 会議に出席することができない委員は、開会前までに会長に届け出なければならない。

(会議)

第5条 協議会は、定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 会長は、会議の議長として、議事を総理する。

(関係者の出席)

第8条 協議会において、特に必要と認めるときは、市長その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議結果の答申等)

第9条 会長は、会議録を作成し、会議の結果とともに市長に答申し、又は報告しなければならない。

(辞職)

第10条 委員が辞職しようとするときは、書面にその旨を具し、会長を経て市長に提出しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民健康部国保医療課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

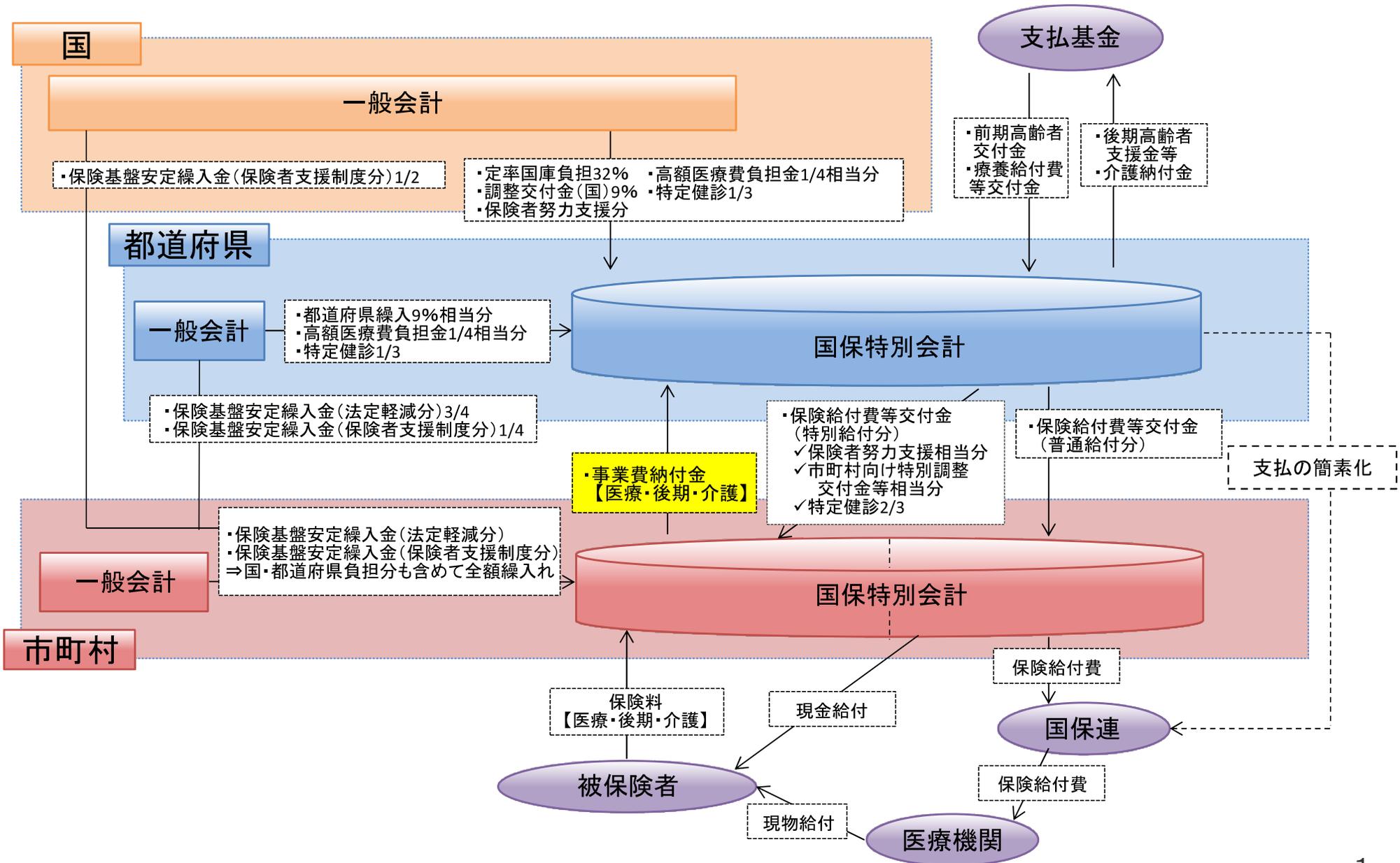
附 則 (平成19年3月23日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

国保財政の基本的な枠組みについて



令和5年度 佐久市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算等の概要

1 歳入歳出決算額の状況

(単位:千円、%)

	令和5年度予算	令和5年度 決算	令和4年度 決算	対前年度比較	
歳入合計	9,696,862	9,946,365	9,994,772	△ 48,407	△ 0.5
歳出合計	9,696,862	9,848,409	9,871,609	△ 23,200	△ 0.2
差 引	0	97,956	123,163	△ 25,207	△ 20.5
実質収支(※1)	—	17,619	113,796	△ 96,177	△ 84.5

※1実質収支:歳入合計から、基金繰入金、繰越金、財産収入(基金積立充当分のみ)、その他(基準外)繰入金(福祉医療現物給付化による減額調整分を除く)を除き、歳出合計から基金積立金、一般会計返還金を除いたうえで、歳入歳出の差引をしたもの。

2 歳入決算額の状況

(単位:千円、%)

科目	令和5年度 当初予算		令和5年度 決算		令和4年度 決算		対前年度比較	
	A	構成比	B	構成比	C	構成比	B-C	増減率
(1)国民健康保険税	1,765,835	18.2	1,826,809	18.4	1,892,711	18.9	△ 65,902	△ 3.5
(2)使用料及び手数料	1,000	0.0	1,097	0.0	1,045	0.0	52	5.0
(3)国庫支出金	1,501	0.0	483	0.0	980	0.0	△ 497	△ 50.7
(4)県支出金	7,094,934	73.2	7,231,857	72.7	7,166,187	71.7	65,670	0.9
(5)繰入金	809,949	8.4	721,325	7.3	743,203	7.4	△ 21,878	△ 2.9
(6)財産収入(基金積立金利子)	1	0.0	737	0.0	563	0.0	174	30.9
(7)繰越金	1	0.0	123,164	1.2	118,176	1.2	4,988	4.2
(8)延滞金	10,001	0.1	10,229	0.1	15,383	0.2	△ 5,154	△ 33.5
(9)その他の収入	13,640	0.1	30,664	0.3	56,524	0.6	△ 25,860	△ 45.8
歳入合計	9,696,862	100.0	9,946,365	100.0	9,994,772	100.0	△ 48,407	△ 0.5

【歳入の概要】

- 国民健康保険税(6,590万2千円の減 3.5%減)
被保険者数の減による(688人の減 3.4%の減)
・収納率 全体86.09%(前年比0.11%増) 現年分94.73%(前年比0.18%減)
一人当たり 調定額 95,573円(148円増) 収入額 90,540円(30円減)(ともに現年分のみ)
- 国庫支出金
東日本大震災の国保税減免の財政支援分、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知事業、出産育児一時金臨時補助金
- 県支出金(6,567万円の増 0.9%)
主に普通交付金の増による
・普通交付金:歳出の保険給付費(出産育児一時金等の任意給付等、一部を除く)県から全額交付される。
・特別交付金:市町村の財政状況やその他の事情に応じ交付される。
- 繰入金
一般会計からの繰入金(繰出基準に基づく繰入分及び福祉医療費助成減額分275万2千円)
- 繰越金(前年度繰越金)
- その他の収入
貸付金元金収入、第三者行為損害賠償金、不当利得返納金、保険給付費等交付金返還金、雑収入

3 歳出決算額の状況

(単位:千円、%)

科目	令和5年度 当初予算		令和5年度 決算		令和4年度 決算		対前年度比較	
	A	構成比	B	構成比	C	構成比	B-C	増減率
(1)総務費	113,348	1.2	103,800	1.1	107,870	1.1	△ 4,070	△ 3.8
(2)保険給付費	7,042,752	72.6	7,180,404	72.9	7,108,446	72.0	71,958	1.0
(3)国民健康保険事業納付金	2,370,195	24.4	2,349,458	23.9	2,349,109	23.8	349	0.0
(4)保健事業費	153,515	1.6	113,810	1.2	117,598	1.2	△ 3,788	△ 3.2
(5)基金積立金	1	0.0	43,564	0.4	109,372	1.1	△ 65,808	△ 60.2
(6)償還金(返還金・還付金)	11,301	0.1	55,214	0.6	78,387	0.8	△ 23,173	△ 29.6
(7)その他の支出	5,750	0.1	2,159	0.0	827	0.0	1,332	161.1
歳出合計	9,696,862	100.0	9,848,409	100.0	9,871,609	100.0	△ 23,200	△ 0.2

【歳出の概要】

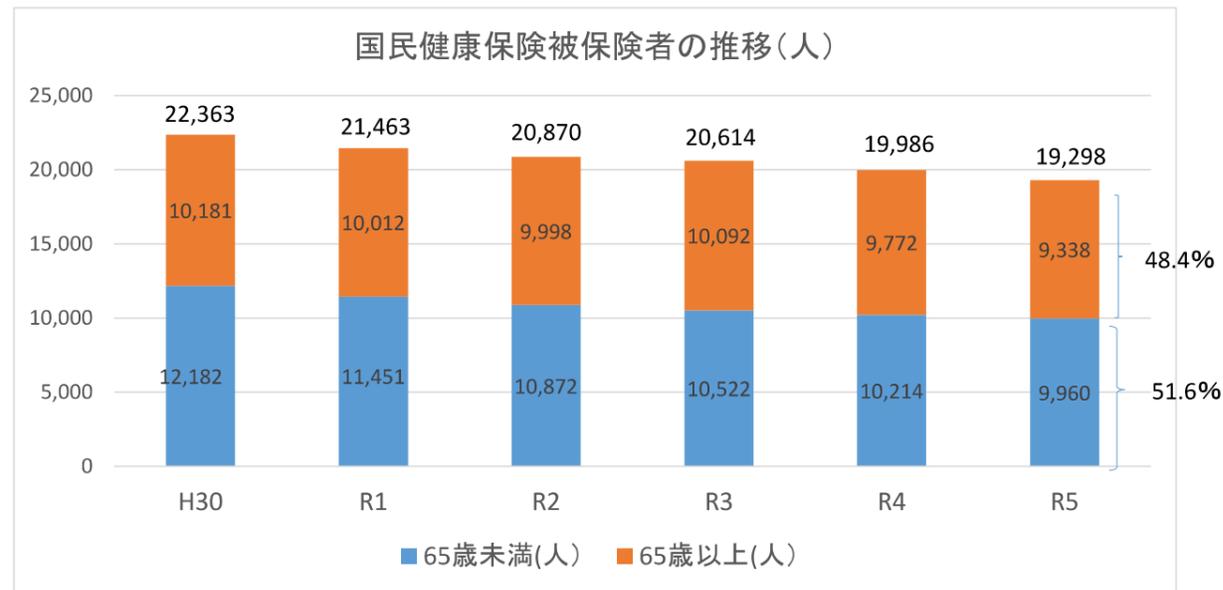
- 保険給付費(7,195万8千円の増 1.0%増)
療養給付費・高額療養費等、被保険者が疾病及び負傷した際に受ける保険給付
・傷病手当金 13件 支給額 235,246円 (R4 46件、1,249,653円 R3年度 2件 83,970円)
- 国民健康保険事業納付金(34万9千円の増 0.0%増)
保険給付に要する費用として、医療費や所得水準等を基に県が決定、市町村から県へ納付。
- 保健事業費
保険者(市町村)が被保険者の健康増進等のために行う事業(保健教育、健康相談、健康調査等)
- 基金積立金
前年度からの繰越金及び当該年度会計における余剰金等の積立分
- 償還金
・保険給付費等交付金特別交付金(国特別調整交付金等)の精算により、県に返還(922万4千円)
・保険給付費等交付金普通交付金の精算により、県に返還(3,151万4千円)
・国保税還付金(1,417万4千円)
- その他の支出
直診診療施設(浅間総合病院)が実施した施設整備及び健康管理事業に対して支出

4 令和6年度国保税率改定による増税額

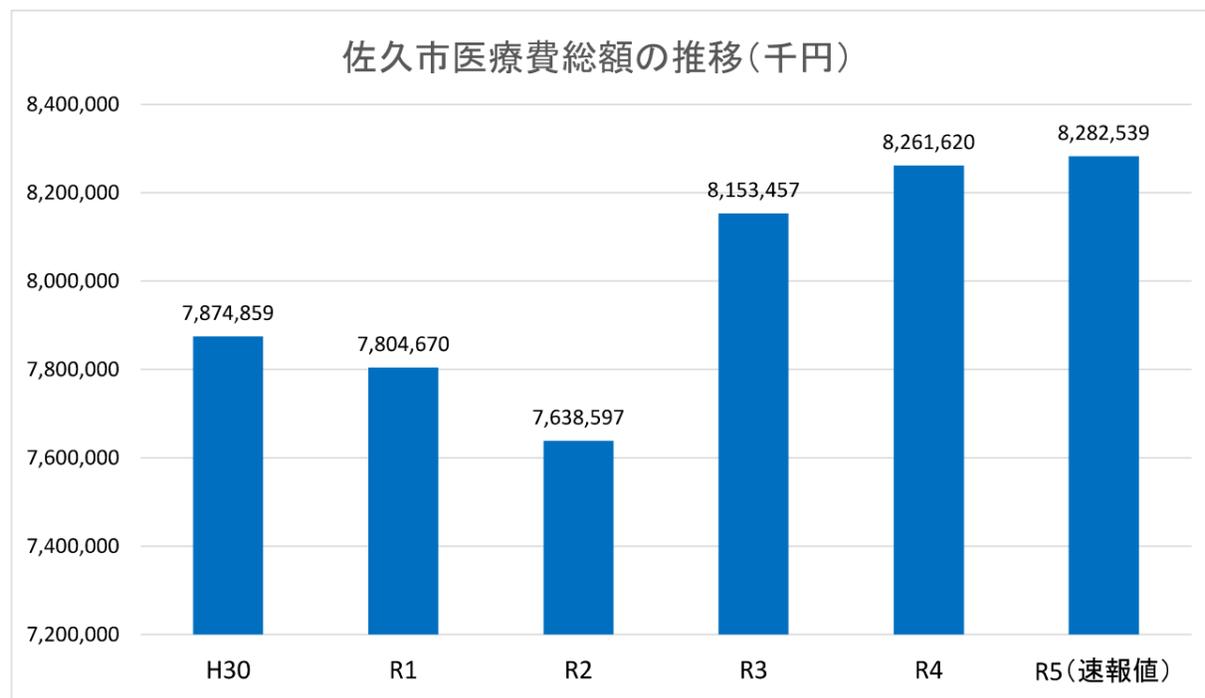
令和5年度	医療分	介護分	支援金分	課税限度額の引上げ	令和6年度	医療分	介護分	支援金分
所得割額	7.3%	2.75%	2.75%	→	所得割額	7.3%	2.75%	2.75%
均等割額	20,800円	9,000円	7,300円		均等割額	20,800円	9,000円	7,300円
平等割額	24,400円	7,300円	8,700円		平等割額	24,400円	7,300円	8,700円
課税限度額	65万円	17万円	22万円		課税限度額	65万円	17万円	24万円

佐久市国民健康保険の状況

1 被保険者数の推移

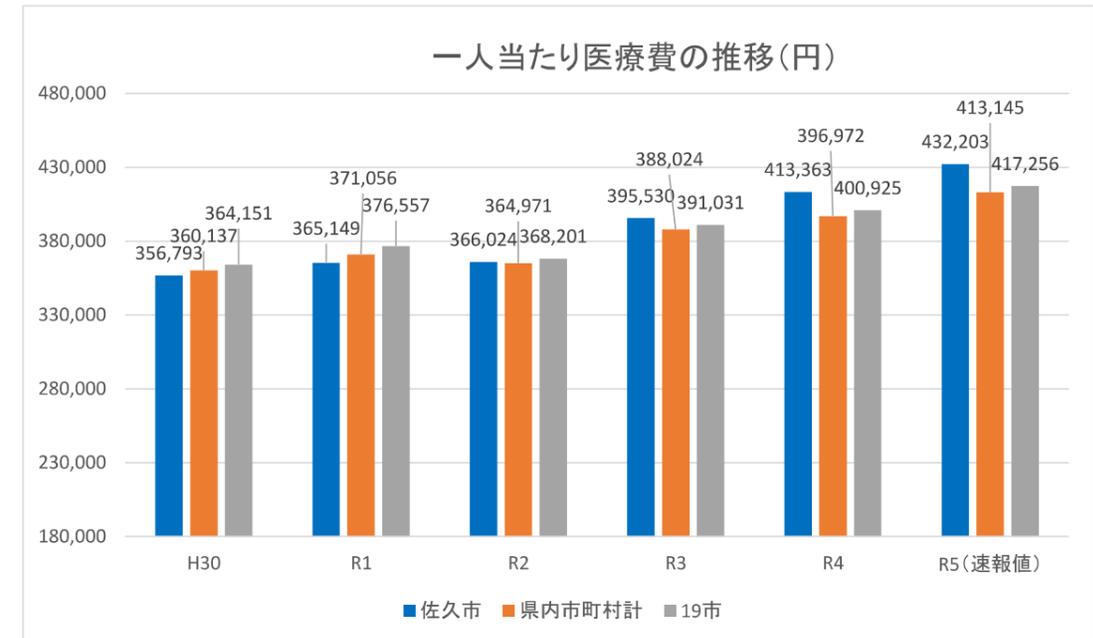


2 医療費の推移



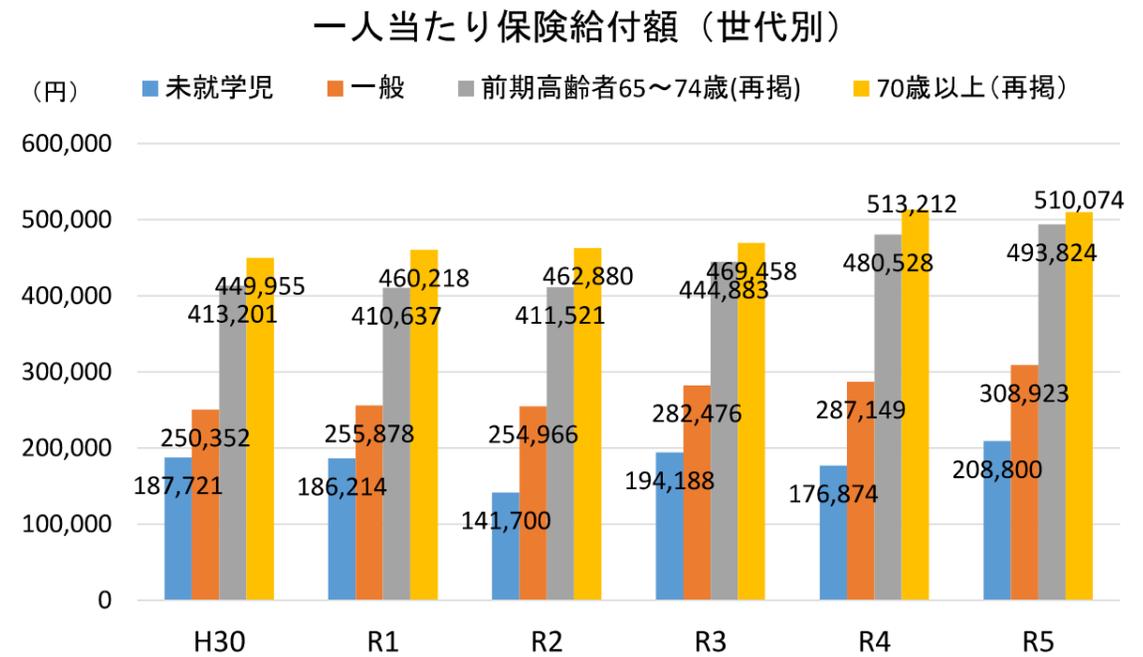
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)」より

3 一人当たり医療費の推移



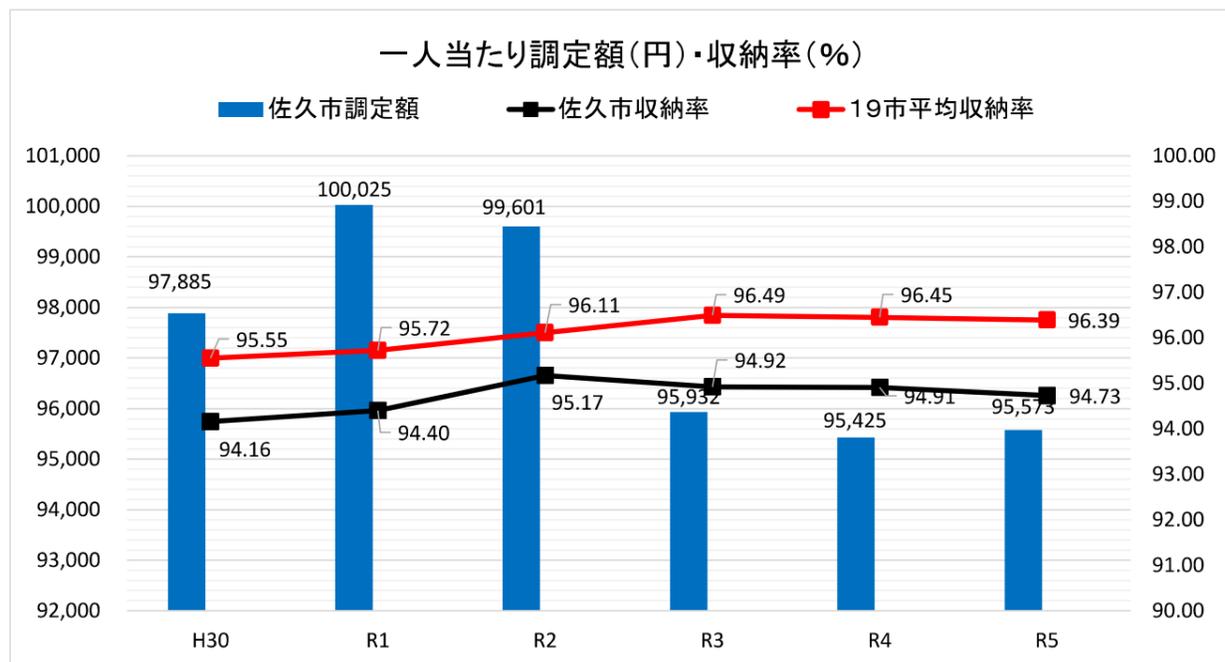
※長野県国民健康保険団体連合会公表値

4 一人当たり保険給付額の推移



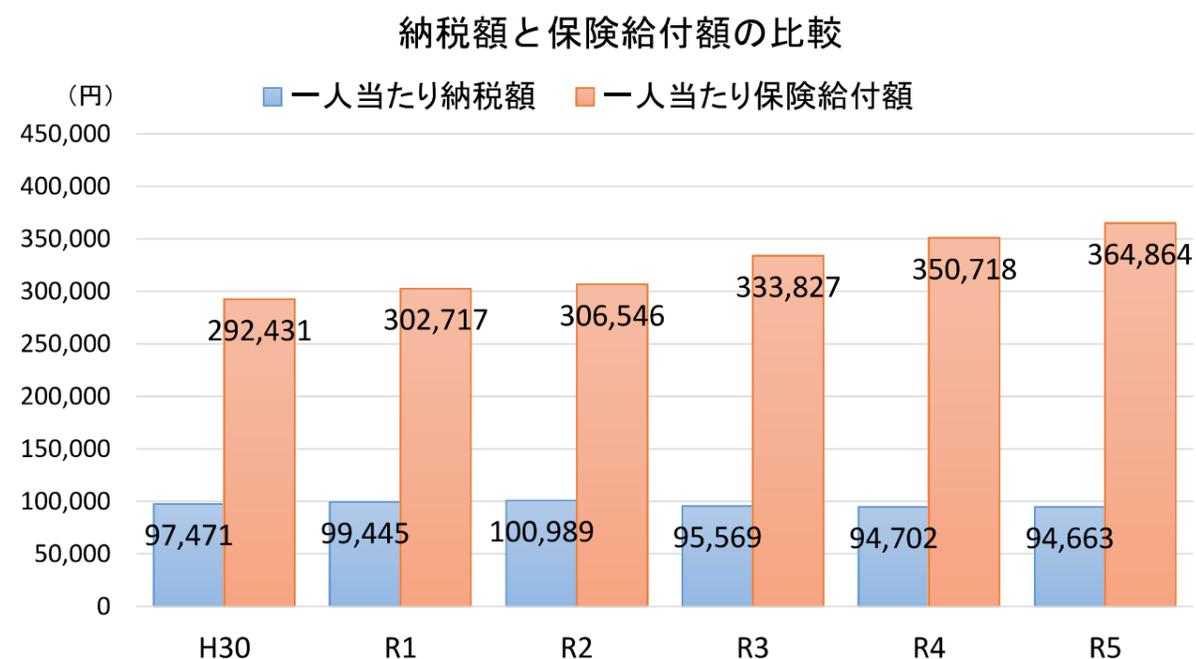
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)、高額療養費の状況」より

5 国民健康保険税の推移



※ 調定額及び収納率は、一般・退職の現年度分のみ

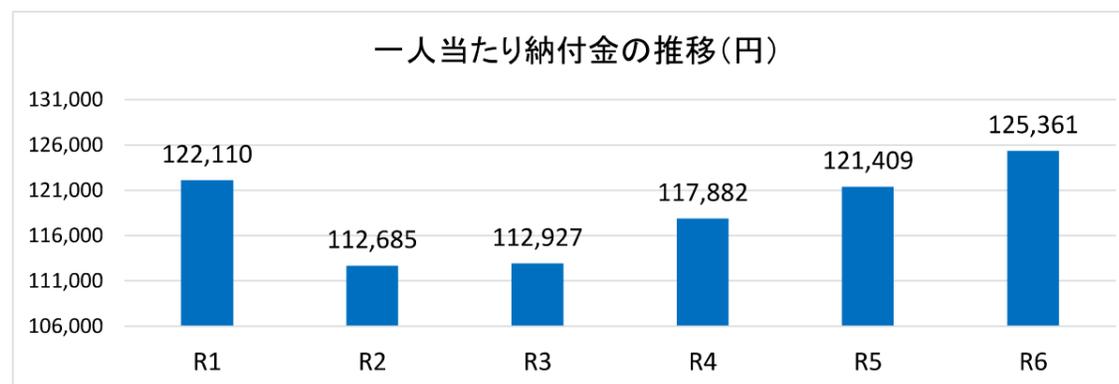
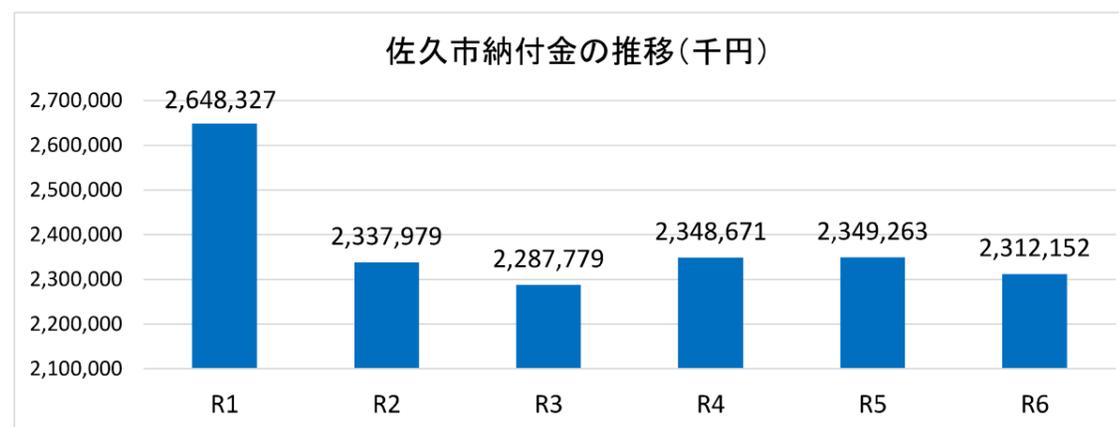
6 納付額と保険給付額の比較



※納税額は過年度分含む

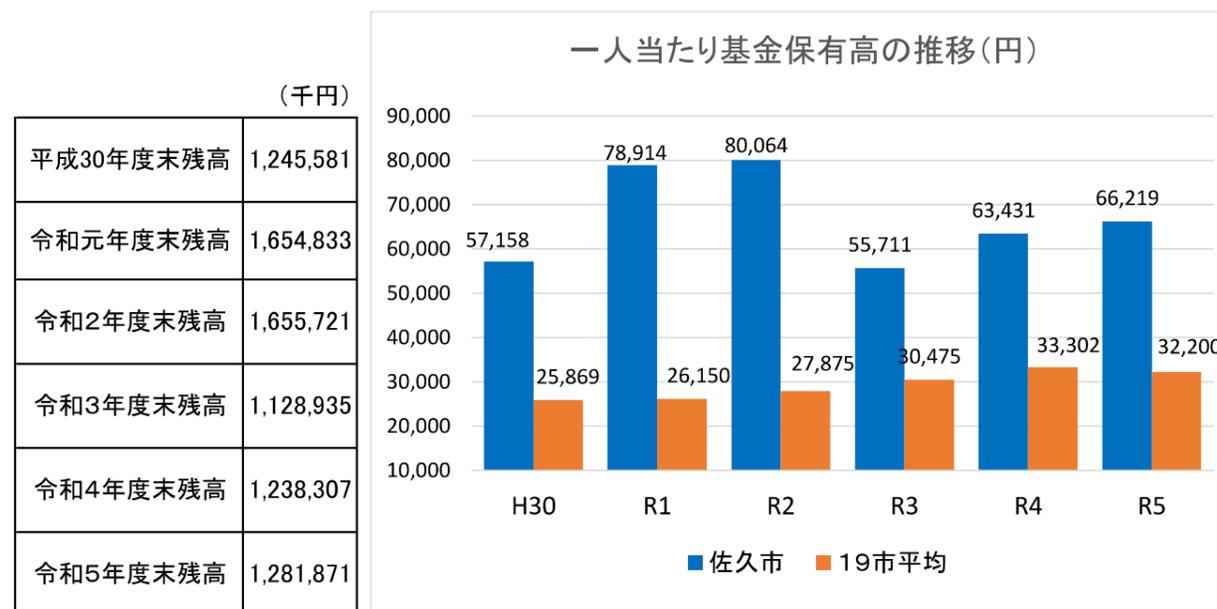
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)、高額療養費の状況」より

7 佐久市国保事業費納付金の推移



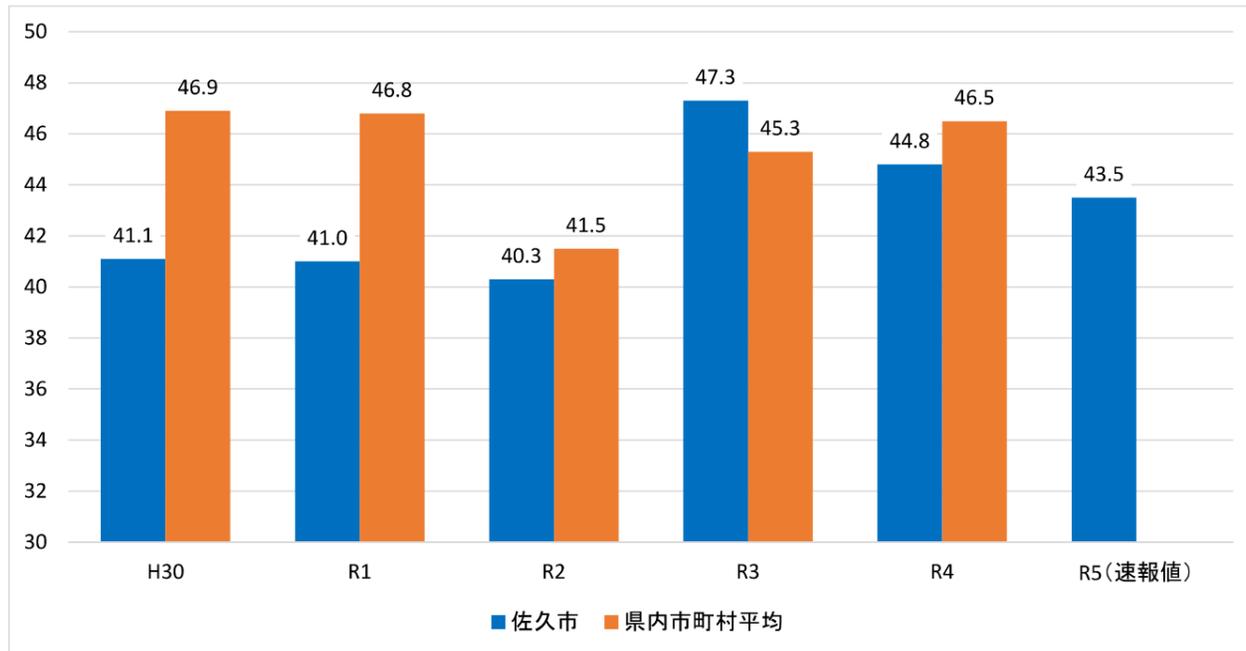
※退職分を除く、一般被保険者分のみ

8 国民健康保険事業基金の保有状況



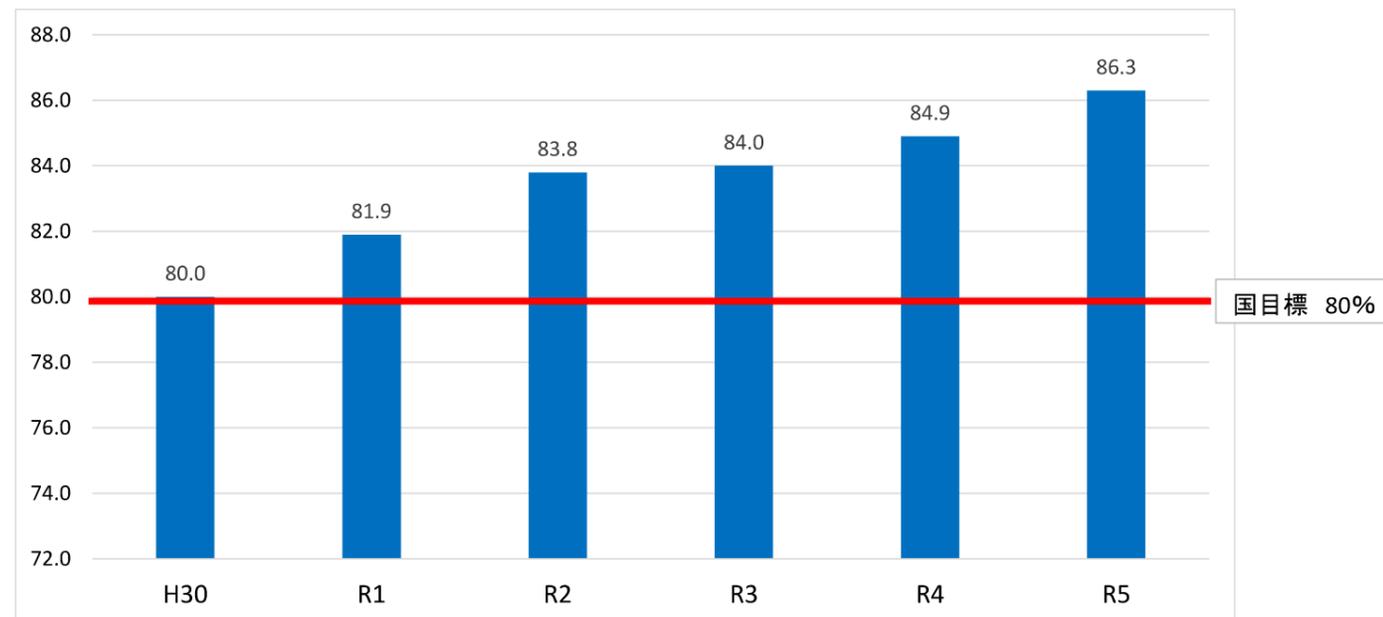
	(千円)
平成30年度末残高	1,245,581
令和元年度末残高	1,654,833
令和2年度末残高	1,655,721
令和3年度末残高	1,128,935
令和4年度末残高	1,238,307
令和5年度末残高	1,281,871

9 特定健診受診率の推移（％）



※受診率の確定は10月

10 ジェネリック医薬品の使用率の推移（数量シェア％）



区分	R3	R4	R5
院内	71.5	71.5	73.6
院外	86.2	87.0	88.2

(出所)
国保総合システム
※院内・院外は、母数が異なるため、
使用率≠(院内+院外)/2
R2以前は、国保連の保存期間切れの
ため、データ無し

1 現行保険証等の発行スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月2日 廃止	R7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	現行 保険証 経過 措置 終了	8月～ マイナ 保険証 又
佐久市国保	継続加入（現行保険証、マイナ保険証）												は 資格 確認 書 又	
	新規加入（マイナ保険証又は資格確認書）													

2 12月2日以降資格確認書等の発行について

マイナンバーカードを

- ① 持っていない → 資格確認書発行
- ② 持っている → 紐づけなし → 資格確認書発行
- ③ 持っている → 紐づけあり → 資格情報のお知らせ発行

①資格確認書は、マイナンバーカードの発行を受けていない方、マイナンバーカードを保険証と紐づけていない方に発行します。（職権）

②資格確認書の有効期間は現行の保険証と同様に1年間で更新の予定です。
マイナンバーカードを保険証と紐づけている方でも、マイナンバーカードを紛失した、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある等の理由で、本人からの申請があれば資格確認書を発行します。

<資格情報のお知らせのイメージ> A4サイズ（マイナ保険証の方）

資格情報のお知らせ （交付者名）
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サケ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	〇割 (70歳以上のみ記載)		

受診の際にはマイナ保険証が有効です

《資格情報のお知らせ》

マイナンバーカードをオンライン資格システムで読み取ることができない場合に、マイナンバーカードと一緒に医療機関の窓口提示することで保険医療が受けられるようにする通知です。

<資格確認書のイメージ>

カードサイズ（マイナンバーカードをお持ちでない方、又ひもづけされていない方）

有効期限 年 月 日
発効期日 年 月 日

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書

記号 番号 (枝番)
氏名 性別
生年月日 年 月 日 負担割合 割
適用開始年月日 年 月 日
交付年月日 年 月 日
世帯主氏名
住所
保険者番号
交付者名 甲

備考

※ 以下の欄に記入することにより、購読に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、既に発効済みの資格が停止した状態のいずれでも、移籍の為に購読を提供します。

2. 私は、欠続が停止した状態に限り、移籍の為に購読を提供します。

3. 私は、購読を提供しません。

（1又は2を選んだ方で、提供したくない購読があれば、×をつけてください）

【特記欄：】
【心臓・肺・肝臓・腎臓・腎臓・小腸・胆臓】

署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）： _____ 実施署名（自筆）： _____

3 マイナンバーカードと保険証の紐づけについて

マイナンバーカードと保険証の紐づけは、

- ①医療機関・薬局の窓口（カードリーダー）
- ②「マイナポータル」
- ③セブン銀行ATM

以上の3つのほか、市役所本庁 国保医療課の窓口で行っています。

1 子ども・子育て支援金制度について

3 子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

【子ども・子育て支援法】

① 政府は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特別公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

② 医療保険者から毎年度徴収する支援納付金の額の算定方法を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）。

R6.2.16子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案概要・参考資料改変（子ども家庭庁）

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり医療保険料額（令和3年度実績）（②）
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
国民健康保険（市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり11,300円〕

R6.3.29子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について

2 長野県国保運営方針（R6～R11）の概要について

第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化

保険料水準統一の必要性と今後の方向性及び納付金・標準保険料率の算定に関する基本的な考え方について記載します。

1 現状

- ・保険料（税）の算定方式は、ロードマップに基づき被保険者数、世帯、所得を構成要素とする3方式で標準化を進めており、令和9年度までの資産割の完全廃止を県・市町村で合意済
- ・令和5年度の保険料（税）の算定方式において、資産割を含む4方式を採用する市町村は27市町村まで減少（令和2年度対比 19市町村減少）

2 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法

（1）保険料水準の統一について

◆令和9年度まで

令和9年度までに二次医療圏での医療費指数の統一と応益割額の平準化を進める

◆令和10年度以降

- 国保制度の県単位化の趣旨を更に深めていくため、令和12年度までに納付金算定時に医療費指数を反映しない「納付金ベース」の統一を進め、市町村への影響を最小限に留めるため、以下の取組を実施
- ・令和10年度までに医療費指数の高い市町村の医療費指数を県平均レベルまで下げることを目指し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の県平均レベルまでの引き上げや、服薬指導の強化等、保険者の努力により医療費適正化の効果が得られる取組を中心に市町村の保健事業を支援
 - ・令和10年度以降、納付金ベースの統一を段階的に進める際、医療費指数の低い市町村へ県繰入金等を活用した財政支援を実施

（2）完全統一に向けた検討

- ・国保制度の県単位化に伴い、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）の負担があるべき姿であるため、保険料水準の完全統一に向けて、市町村が実施する保健事業、任意給付の統一や、納付金の算定に使用する収納率による調整方法の統一を検討
- ・納付金ベースの統一を開始する令和10年度までに全市町村と合意形成が得られれば、令和12年度の統一目標を納付金ベースの統一から完全統一への見直しを検討

3 令和7年度の税率改定について

- ・2年に一度の税率改定の年です。1月に令和7年・令和8年の税率改定の審議会を開催する予定です。